



様式第7号(第8条関係)

東海村指令第136号

許 可 証

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2  
氏 名 勝田環境 株式会社  
代表取締役 望月 福男

令和6年2月1日申請のあった一般廃棄物処理業については、東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり許可する。

|             |  |
|-------------|--|
| 営業所の所在地及び名称 | 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2<br>勝田環境 株式会社   |
| 取扱廃棄物の種類    | 一般廃棄物(可燃性)   |
| 収集、運搬及び処分の別 | 収集及び運搬   |
| 埋立地の場所      | -----  |
| 営業の区域       | 東海村内   |
| 処理料金        | -----  |
| 営業許可期間      | 令和6年3月20日から<br>令和8年3月19日まで   |
| 条件          | * 許可車両に社名又は店名を表示すること。<br>* 東海村の指示に従うこと。<br>* 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東海村廃棄物及び清掃に関する条例」及び「道路交通法」を厳守すること。 |

令和6年2月9日

東海村長 山田 修

